

「著作権実務ガイドライン」掲載にあたり

平成 17 年度著作権委員会

委員長 小 西 恵

クライアントが自身の製品、商品やその企画を携えて弁理士にアドバイスを求める場合、期待される回答とは、単に特許、意匠や商標としての登録性や保護範囲のことに留まらず、結局のところ「何か」で保護できないのか、との問いに対するソリューションである。製品等のオブジェクトをあらゆる視点から検討する必要があり、著作権制度は、特にこうした場面で弁理士の業務に深く関わりを持つ。

平成 17 年度著作権委員会においては、会員の著作権実務知識、殊に特許等の産業財産権と著作権とが交錯する領域についての実務知識の涵養を目的として活動しており、本稿は、弁理士が日頃の業務で直面しそうな局面を捉えてテーマとし、著作権法上の視点からはどのような方向でアドバイスすべきか、のガイドラインを示そうとすべく、各テーマにつき同委員会内実務ガイドライン部会の各委員の執筆によるものである。個別の事案への対処にあたって直接適用されるべきものではないことはもとよりだが、本ガイドラインを会員各位における判断の一つの指針としていただきたく、ここに纏めて掲載する。

(原稿受領 2005. 11. 30)

特集《著作権実務ガイドライン》

平成 17 年度著作権委員会 実務ガイドライン作成部会

- ・「著作権実務ガイドライン」掲載にあたり 小西 恵
- ・－著作物－ コンピュータ・プログラムの保護 川崎 仁
- ・－著作物－ フォント・タイプフェイスの保護 丸山温道
- ・－著作物－ 設計図の保護 峯 唯夫
- ・－著作物－ 実用品のデザインの保護 福田雅美
- ・－著作者－ 著作者 市村直也
- ・－著作者人格権－ 著作者人格権 宮嶋 学
- ・－著作権－ 著作権と所有権との関係 板谷康夫
- ・－著作権－ 二次的著作物 茂泉修司
- ・－著作権－ キャラクターの保護 小林生央
- ・－著作権の制限－ 私的使用のための複製 白濱秀二
- ・－著作権の制限－ 引用 小野寺隆
- ・－実演家等の氏名・肖像－ パブリシティ権 鈴木徳子